



みのる法律事務所便り
第389号
令和4年9月



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL:0191-23-8960
FAX:0191-23-8950

い な べ ん だ べ ん く
田舎弁護士の駄弁句 (123)



幸不幸 分けることある かねことば

すまい間違い その使い方

令和4(2022)年9月1日

あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨



かね
金とことばは、その使い方、自分もまわりの人も幸福にしたり、不幸にしたりします。

前号でも同じような駄弁句を詠みましたが、ことばの使い方を間違いたくないという思いがさらに強くなりましたので、重ねて詠みました。前句とは双子のような駄弁句です。

金は「地獄の沙汰も金次第」と言われるほどです。浮世を生きて行く上では、金は大事であることは多言を要しません。誰でも実感しています。金で泣き、金で笑うのが浮世です。

金の使い方、自分も他人も幸福になったり、不幸になったりすることがあることは、誰でもよく分かっています。

金以上に、その使い方、自分も他人も幸福になったり、不幸になったりするのは、ことばです。このことばの大事さは、あまり気付いていない人も少なくはありません。

ことばの使い方は、人の幸不幸を分けることを忘れてはならないのです。

9条は 自衛戦争 含まぬと
ことばで騙す 曲学阿世



令和4(2022)年9月1日

あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

「曲学阿世^{きよくがくあせい}」とは、「正しい考えや学説を曲げてまで、時勢や権力に調子を合わせたり、世間の人気をえようとへつらうこと」と角川必携国語辞典は解説しています。

「憲法9条が放棄している戦争は、侵略戦争だけであり、自衛戦争は放棄していない」とか「自衛隊の持つ戦力は、自衛のための戦力だから、9条が保持しないと言っている戦力にはあたらない」などと言う学者もいます。私はこのような学者は曲学阿世の徒^とと言っています。

日本国憲法9条は、「戦争」と言っているだけで、「自衛戦争」とも「侵略戦争」とも言っていません。「戦力」と言っているだけで「防衛のための戦力」とも「攻撃のための戦力」とも言っていません。「戦争」も「戦力」も憲法はこんな区別はしていません。

ことばの意味を自分の都合のよいように解釈して、自分の主張が正しいように主張するのは、安倍元首相の得意手であり、「集団的自衛権の行使は、積極的平和主義である」などという主張もしていました。

このようにことばの意味を自分の主張を正しいと思わせるために勝手に曲げて解釈することを許してはならないのです。

「自衛隊は、戦力であり、憲法9条に反している」との主張を封じるために「9条が放棄している戦争は侵略戦争だけで自衛戦争は放棄していない」とか「9条が保持できないという戦力^{きべん}は、侵略する戦力だけで、自衛する戦力は保持できる」などという詭弁^{ぎべん}、つまりごまかしの理屈を許してはなりません。曲学阿世の徒と闘うのも弁護士の社会的使命^{しめい}と考えています。弁護士は、ことばを大事にしななければならないと自戒^{じがい}しています。

9条の「戦力不保持」ということばの意味



「戦力」とは、「戦争を行う力。戦争を続けられる力」と手許の国語辞典は解説しています。「増強」とは、「人数や設備などをふやして力を強めること」です。ですから「戦力の増強」とは、「戦争を行う力、戦争を続ける力を強める」ということになります。

プーチンのロシア軍がウクライナに侵攻し始まったウクライナ戦争は、ロシア軍の国民総動員まで考える戦力の増強と、アメリカ、イギリスなどのNATO加盟国などの軍事支援によるウクライナ軍の戦力の増強により、長期化、拡大化、深刻化しています。このままでは、いつ終わるか分かりません。

日本でも戦力の増強が、政府からも、国会からも、国民の中からも声高に叫ばれています。戦争を行う力、戦争を続ける力を強めようというのです。

戦争を行う力、戦争を続ける力を強めてどうするのでしょうか。政府はどうしようとしているのでしょうか。政治家の先生方はどうしようとしているのでしょうか。国民の皆様はどうしようとしているのでしょうか。

「私が増強した戦力を使って、戦争をして参りましょう」と誰か申し出る人がいるのでしょうか。岸田首相でしょうか。大臣の先生方でしょうか。国会議員の先生方でしょうか。はたまた増強の必要性を主張する国民でしょうか。

戦場へ行きたい人など誰もいない筈です。増強した戦力を使いたい人など誰もいない筈です。だったら戦力など増強しない方がいいのです。戦力増強に国家予算を使うことなど止めなければならないのです。

誰も使いたくない戦力に国家予算の何%などという大金を投げ捨てる余裕があるなら、コロナ対策にその金を回して欲しいのです。

ウクライナ国民の生活費に回して欲しいのです。世界中には、三度の食事も取れない人が大勢いるのです。その人達の食事のために使って欲しいのです。

日本国憲法は「戦力は持たない」と明言しています。誰だって分かっていることです。それにも拘わらず、ウクライナ戦争という現実を目の当たりにした途端、

「戦力増強」を語る政府や政治家や国民は、本当に日本国憲法を知っているのでしょうか。

戦争の虞おそれが出たら、戦力を持つのも、戦力を増強するのも当たり前など考える人は「戦争放棄」、「戦力不保持」の本当の意味を知らないのです。「戦争の虞があっても戦争はしない。戦争はしないのだから、戦力は持たない」というのが日本国憲法9条の意味なのです。



「腹が減らなければ盗まないが、腹が減ったら盗んでよい」というものではないのです。「腹が減っても盗み食いはしない」という覚悟が盗みをしないために必要なのです。

「戦争の虞がないなら戦力は持たないが、戦争の虞があったら戦力は持ってよい」というような、9条の「戦力の不保持」の規定ではないのです。「戦争の虞があっても戦力は持たない」というのが、9条の「戦力の不保持」の規定なのです。ウクライナ戦争が起きたからといって、戦力増強などと主張するのは、憲法違反です。

このようなことを言うと、「青臭い理屈だ」などと言われそうですが、青臭かろうと、精神が未熟だと言われようと、正しいと思うことは曲げずに言いたいのです。

「老かいろう」という言葉があります。「経験を積んで、悪がしこくなった人物」をいうようですが、いくら歳を取ってもずるくなったり、悪賢くはなりたくはありません。

これまで「憲法9条が放棄した戦力は、攻撃する戦力を言うのであり、防衛する戦力は放棄していない」などというPure（純粋）な国民には理解できないような老かいな政治家や、曲学阿世きよくがくあせいの徒とも思える学者もいますが、戦力とは「戦争を行う力」であり、「戦争を続ける力」です。それ以上でも、それ以下でもないのです。ことばの使い方だまされてはならないのです。

憲法9条は「攻撃する戦力」と、「防衛する戦力」などと区別はしていません。日本国憲法9条は戦争を放棄した上、「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」と明記しています。岸田首相も、国会議員の先生方も、主権者である国民も、この規定は忘れないで欲しいのです。「戦力」ということばを、自分の都合のよいように解釈したり、使ってはならないのです。

